

宇佐市家族介護慰労金支給事業

宇佐市では、重度の介護を必要としている方を在宅で介護されている家族の方に対して、介護慰労金を支給する事業を行っています。

【対象者】

次の要件にすべて該当する方が対象となります。

- ①宇佐市に住所を有し、実際に居住されている方
- ②要介護4・5の認定を受けている高齢者（認定を受けてから1年以上経過）を在宅で介護されている方
- ③市民税非課税世帯の方（世帯全員が非課税であること）
- ④過去1年間における介護保険のサービス（福祉用具貸与・特定福祉用具販売を除く）の利用日数が10日以内であること
- ⑤過去1年間に医療機関への入院日数が90日以内であること。

【支給額】

年間10万円

【手続きについて】

宇佐市役所 介護保険課に申請書を提出してください。

審査の後に、対象となった方へ慰労金を支給いたします。



※申請後の審査の結果、要件に該当しない場合は慰労金を受け取ることはできません。

お問合せ先

宇佐市役所 介護保険課 高齢者支援係

電話：0978-27-8150